

北海道福祉人材センターであっせんできる事業所・職種の範囲について

取り扱うことのできる求人は以下の1～7のいずれかに該当する、道内に就業先がある事業所です。

<取扱対象範囲>

1. 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
2. 介護保険法に規定する介護保険事業所
3. 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
4. その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
5. 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
6. 行政が実施する相談所
7. 社会福祉分野の国家資格を有する専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を必要とする上記以外の事業所

<職業紹介している主な職種>

上記取扱い事業に従事する全ての職種が対象になります。

※上記7については社会福祉分野の国家資格（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士）をもつ専門職に限ります。

介護職	相談・支援・指導員（※注1）	介護支援専門員	ホームヘルパー	保育士	セラピスト（OT・PT・ST等）	看護職（看護師・保健師等）	栄養士	調理員	施設長・管理者・責任者	社会福祉協議会専門員	事務職	運転手	介護補助・保育補助	その他
-----	----------------	---------	---------	-----	------------------	---------------	-----	-----	-------------	------------	-----	-----	-----------	-----

（注1）生活相談員、生活支援員、職業・作業指導員、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士 など

<実施主体>

社会福祉法人、医療法人、社会福祉事業団、株式会社、有限会社、農協、生協、NPO、自治体 など
上記の事業を行っている事業所の全てが対象になります。

<取扱対象外の求人>

- （1）上記取扱範囲以外の求人
- （2）配属される事業所が北海道以外の求人
- （3）労働関係法規を遵守していない求人
- （4）労働者派遣事業、請負契約による事業、業務委託による職員派遣の事業所の求人
- （5）労働条件が明示できない福祉関係事業の登録型求人（登録ヘルパーなど）

(2021.4)